

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

| | | | |
|---------|--|-----------|-------------------|
| 受 理 番 号 | 3 6 7 4 ~ 3 7 2 0 | 受 理 年 月 日 | 令 和 4 年 10 月 14 日 |
| 件 名 | 現行の敬老乗車証制度の継続 | | |
| 要 旨 | <p>敬老乗車証制度は、長年にわたり社会に貢献してこられた高齢者に敬老の意を表するとともに、様々な社会活動に参加し、生きがいづくりや介護予防に役立てていただくため、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的に70歳以上の方を対象に創設され、高齢者が健康で過ごせるようにとの趣旨で創設された生きがい対策である。</p> <p>ところが、京都市は財政難を口実にして、本人負担金の3倍化や75歳交付、所得700万円以上は不交付という制度改悪を強行し、2022年10月から実施しようとしている。</p> <p>高齢者の現状は、今でさえ低い年金の引下げや不安定雇用、食料品や日用品をはじめとした諸物価の高騰、75歳からの医療費負担2倍化など、暮らしは一層困難になるばかりである。そのうえ、敬老乗車証の負担が押し付けられると生活が成り立たず、外出もままならず、健康不安も増す。年間500億円以上ともなる敬老乗車証の利用による経済効果も失われる。</p> <p>さらに、敬老乗車証の制度改悪に当たって、利用者・市民の声が何ら反映されないまま強行されており、市民不在の暴挙である。市民生活に多大な影響のある制度を市民の声も聴かずに強行することは断じて許せない。</p> <p>敬老乗車証を本来の生きがい対策として利用でき、高齢者の暮らしを守ることでできる制度に戻すことを強く求める。</p> <p>については、2022年度敬老乗車証制度の実施に当たって、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者本人負担は元に戻すこと。 2 交付年齢は70歳とすること。 3 所得制限は撤回すること。 | | |
| 陳 情 者 | | | |
| 回付委員会 | 教 育 福 祉 委 員 会 | | |